報告事項（3）

３月定例教育委員会　別冊資料③	
年月日	平成３１年3月２９日
担当課	学校教育課

鳥取市部活動の在り方に関する方針

鳥取市教育委員会

平成３１年3月

目　　次

はじめに　・・・1

１　基本方針　・・・2

２　適切な運営のための体制整備　・・・3
（1）部活動の方針の策定等
（2）指導・運営に係る体制の構築

３　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組　・・・5
（1） 適切な指導の実施
（2） 運動部活動用指導手引の普及・活用

４　適切な休養日等の設定　・・・6
（1） 部活動休養日及び活動時間
（2） 熱中症事故防止や安全の確保

５　生徒のニーズを踏まえた環境の整備　・・・8
（1）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置
（2）地域との連携等

６　学校単位で参加する大会等の見直し　・・・１０

終わりに　・・・１１

【資　料】
別紙１：学校方針（例）
別紙２：年間活動計画（例）
別紙３：月別活動計画・実績（例）

はじめに

学校の部活動は、共通のスポーツの種目や芸術文化の分野に興味・関心を持った子どもたちが、学級や学年の枠を超えて集まり、各部活動の責任者（以下「顧問」という。）の指導の下、学校教育活動の一環として行われ、有意義な役割を担っている。

本市では、平成２５年３月に、子どもたちが夢や目標を持ち、主体的に部活動に取り組む中で、生徒からも、保護者からも、また地域からも応援されるような活動を目標に、「中学校における部活動ガイドライン」を作成し、適切な部活動等の実施に向けた取組を推進してきた。

部活動は、生徒の自主性や協調性、責任感、連帯感などを育成するとともに、同じ目標に向かって取り組むことで、豊かな人間関係を築くなど、心身ともに健全な育成を図るための意義ある活動として各学校において実施されており、中学校学習指導要領（Ｈ２９．３月告示）には、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と示されている。

しかし、部活動を取り巻く課題は多様化、複雑化してきており、少子化や学校の多忙化による運営体制維持の問題、長時間の活動が及ぼす生徒への影響等、本市においても喫緊の課題となっている。

そこで、本市では、平成３０年３月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）、平成３０年１２月と平成３１年２月に鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」、「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」（以下、「県方針」という。）に則り、各学校における部活動の明日への第一歩として、「鳥取市部活動の在り方に関する方針」（以下、「市方針」という。）を作成した。

鳥取市教育委員会（以下、「市教育委員会」という。）、各学校、各関係団体等においては、市方針の趣旨を十分に理解し、現状の把握から課題解決に向けた取組を進める中で、持続可能な部活動の構築を目指すこととする。

１　基本方針

○　市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。

○　市方針は、鳥取県・鳥取県教育委員会が策定した「県方針」に則り、義務教育である中学校段階の部活動を対象とし、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、部活動が、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適に実施されることを目指す。

・　知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意図を踏まえ、次のこととともにバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること

※運動部活動においては

…生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ること

※文化部活動においては

…生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めること

・　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと

・　学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

・　文化部活動の多様性に留意し、可能な限り、生徒の多様なニーズに応じた活動が行われるよう、実施形態などの工夫を図ること

○　市教育委員会及び学校は、市方針を参考に、持続可能な部活動の在り方について検討し、改革に取り組む。市教育委員会においては、学校が行う改革に必要な支援等に取り組む。

○　市教育委員会は、市方針に基づく部活動改革の取組状況について、定期的にフォローアップを行う。

２　適切な運営のための体制整備

（1） 部活動の方針の策定等

ア　市教育委員会は、県方針を参考に市方針を策定する。

イ　校長は、市教育委員会の「市方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、以降適宜見直し・更新をしていく。

　なお、活動方針の策定に当たっては、部活動は生徒の自主的、自発的な参加により行われることに鑑み、生徒の意見等を踏まえるなど、生徒の実態に応じて策定することが望ましい。

ウ　顧問は、年間の活動計画（活動目標、休養日及び参加予定大会等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

エ　校長は、上記イの活動方針及び上記ウの年間活動計画を学校のホームページへの掲載等により公表する。

オ　校長は、年度当初に教職員間で活動方針等の共通理解を図るため、部活動顧問会議等を開催するとともに、部活動に対して多様な考えを持つ保護者に対して部活動を正しく理解してもらうため、学校全体または部活動ごとに部活動の運営方針等を保護者に説明する。

カ　市教育委員会は、上記イ・ウに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（2）指導・運営に係る体制の構築

ア　校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部の設置に努める。

　※適正な数の部活動数の目安

　　…複数の顧問が配置できる部活動数

※部活動指導員

…部活動指導員は、学校教育法施行規則第７８条の２に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）に係る技術的な指導に従事する」学校の職員（義務教育学校後期課程については当該規定を準用）。学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。校長は、部活動指導員に部活動の顧問を命じることができる。

イ　市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置するように努める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用時等において研修を行う。

ウ　校長は、顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツや芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ　市教育委員会は、顧問を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、効果的・効率的な指導の在り方並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を、県教育委員会と連携して行う。

カ　市教育委員会及び校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日　文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成３０年２月９日付け２９文科初第１４３７号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

３　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（1）適切な指導の実施

ア　校長及び顧問は、部活動の実施に当たっては、市教育委員会が平成２５年３月に作成した「中学校における部活動ガイドライン」及び文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」及び鳥取県教育委員会が平成２６年３月に作成した「子どものスポーツ活動ガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。市教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ　運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

　文化部顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の観点の確保から休養を適切に取ることが必要であることを正しく理解するとともに、生徒の芸術文化等の能力向上や、生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的な練習方法の積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

　また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

（2）運動部活動用指導手引の普及・活用

ア　市教育委員会は、県教育委員会等と連携し、中央競技団体等が今後策定する予定の運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引の学校への普及を図る。

イ　運動部顧問は、上記アの指導手引を活用して、３（１）に基づく指導を行う。

４　適切な休養日等の設定

（１）部活動休養日及び活動時間

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下のとおり基準として設定し、遵守する。

ア　部活動休養日

・学期中は週当たり２日以上の休養日を設けること（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替えること。）

・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行うこと。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けること。

イ　活動時間

・１日の活動時間は、長くとも平日では２時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこと（朝練習を行う場合の時間も含む）。

・ただし、上記は活動日及び活動時間の遵守すべき基準等を定めたものであるため、管理職及び顧問は生徒の体調管理を最優先に考え、場合によっては活動時間を短縮したり活動日を減らしたりするなど、必要な手立てを講じること。

・また、管理職は、顧問の部活動以外の業務も含めた時間外業務を適切に把握し、過度な時間外業務が生じないよう学校全体として適切な指導体制を構築し、適宜是正を行うこと。

・校長は、２（１）イに掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては上記の基準を踏まえるとともに、市教育委員会が策定した市方針に則り、各部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

・部活動休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

※活動時間

…市方針での「活動時間」とは、スポーツ活動時間や練習、実演、実験等の時間を意味しており、（会場への移動、準備、片付け、ミーティング、試合間の休憩、見学等は含まない）身体的トレーニングや練習等の効果が期待される活動の時間である。

（２）熱中症事故防止や安全の確保

ア　部活動では、熱中症事故防止や安全の確保のため、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック（公益財団法人日本体育協会）平成２５年４月改訂」で示されている「熱中症予防運動指針」を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努めること。

　また、活動を実施する場合でも、短時間で効果的・効率的なものとし、気温や湿度のほか、生徒の体調を観察するなど、熱中症対策に万全を期すとともに、高湿度・急な温度上昇の際には速やかに活動を中止するなど、生徒の命や健康を守る対応をとること。

５　生徒のニーズを踏まえた環境の整備

（１）生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア　校長は、鳥取県の生徒の１週間の総運動時間が男女ともに二極化の状況にあり、特に、中学生女子の約２割が６０分未満であること、また、生徒の運動・スポーツに関するニーズは、競技力の向上以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様である中で、現在の運動部活動が、女子や障がいのある生徒等も含めて生徒の潜在的なスポーツニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置を検討する。

　また、文化部についても、生徒の自主的、自発的な参加に基づいて、性別や障がいの有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに応じた文化部の設置を検討する。

　具体的な例としては、より多くの生徒の運動や芸術文化等の活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、競技志向や大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動や体力つくりを目的とした活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けや、生徒が楽しく芸術文化等に親しむ動機付けになるものが考えられる。

イ　市教育委員会及び校長は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部や特定の分野の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないよう、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

　また、持続可能な活動を確保するため、長期的には従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。このため、市教育委員会は、市方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒の活動の機会の確保・充実方策を検討する。

ウ　校長は、部活動が学校教育活動において教育的効果をもたらすものであることを踏まえつつ、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであることに留意すること。

（２）地域との連携等

ア　市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒がスポーツや芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の競技団体、社会教育施設の活用や社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能なスポーツ、芸術文化活動のための環境の充実を推進する。

イ　各分野の関係団体等は、市教育委員会等と連携し、学校と地域が協働・融合した形での部活動を推進するとともに、市教育委員会等が実施する部活動指導員の任用・配置や、部活動指導者等に対する研修等、部活動の指導者の質の向上に関する取組に協力する。併せて、市教育委員会は、運動部活動において、生徒の大会への参加資格要件等の緩和・拡大について、日本中学校体育連盟の状況を注視しながら必要に応じて検討していくものとする。

ウ　市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒の活動場所が確保できるように、学校施設の開放を推進する。

エ　市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境及び芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6　学校単位で参加する大会等の見直し

ア　県中学校体育連盟、県中学校文化連盟及び市教育委員会は、学校の運動部及び文化部が参加する大会・試合等や地域からの要請により参加する地域の行事・催し等の全体像を把握する。また、週末等に開催される様々な大会・試合等や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合や簡素化等を主催者に要請するとともに、各学校の部が参加する大会等や地域の行事、催し等の数の上限の目安等の設定に努める。

イ　校長は、県中学校体育連盟、県中学校文化連盟及び市教育委員会が定める上記アの目安等を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

ウ　各学校の部が参加する大会数の上限は、以下を目安とする。

○　各学校の部が参加する大会は、原則として学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。

　それ以外の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、実態に応じて各学校において定めることとする。

終わりに

市方針は、生徒の視点に立った、学校の部活動改革に向けた具体の取組について示すものである。

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にある。少子化や核家族化が進む中にあって、学校外の多様な活動に参加することは、実生活や実社会の生きた文脈の中で様々な価値や自己の生き方について考えることができる貴重な経験となり、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待される。また、生徒が多様な学びや経験をする場や自らの興味・関心を深く追究する機会などの充実につながるものである。

今後、少子化がさらに進むことを踏まえれば、長期的には、従来の学校単位での活動から一定規模の地域単位での活動も視野に入れた体制の構築が求められる。

このため、市教育委員会は、市方針を踏まえた部活動改革の取組を進めるとともに、地域の実情に応じて、長期的に、地域全体で、これまでの学校単位の部活動に代わりうる生徒のスポーツ並びに文化活動の機会の確保・充実方策を検討していく。

別紙１

鳥取市立〇〇〇中学校　部活動に係る方針（例）

１　目標

（１）部活動は、学校教育の一環として実施する。

（２）「鳥取市部活動の在り方に関する方針」を遵守する。

（３）各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。

（４）休養期間を明確にして活動する。

（５）顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

２　活動について

①部活動休養日：原則として、週末のいずれかを含む週２日以上とする。
※別紙２，３「活動計画表」参照

②活動時間：学期中は原則として、長くても平日は２時間程度、学校の休業日は３時間程度とする（朝練習を行う場合の時間も含む）。

③参加する大会：原則として、学校体育団体及び中学校文化連盟の主催若しくは共催する大会とする。その他の大会への参加については、市方針の趣旨を踏まえ、校長が許可した場合のみ認める。

④その他　・試験の１週間前（土日含む）は部活動を行わないこととする。
・長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、ある程度長期の休養期間を設ける。
・週末に大会等で活動した場合は、部活動休養日を他の曜日に振り替える。

３　部の運営について

（１）体罰等、不適切な指導の禁止について

・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

（２）保護者との連携・協力について

・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。

・必要に応じて、保護者会を開催する。

（３）熱中症等による事故防止について

・「熱中症予防運動指針」等を参考に、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。

別紙２

鳥取市立〇〇中学校〇〇部年間活動計画（例）

部員数	男子１０名　女子１０名　　合計２０名
顧問氏名	第１：〇〇〇〇　　第２：□□□□　　第３：△△△△（部活動指導員）
活動日	月、火、木、金、土
休養日	水、日
活動時間	（平日）月・火・木・金・・・２時間 （休日）土・・・・・・・・・３時間（９：００～１２：００）
活動場所	体育館

活動目標	〇生徒が主体的に取り組める部活動を目指す。 〇部活動の充実を学校全体の活性化に役立たせる。

月	公式戦等	その他（練習試合等）	練習内容
４月		部結成	基礎練習 体幹トレーニング
５月		練習試合（GW中）	実戦練習
６月	東部総体		東部総体に向けての練習
７月	県中総体		県中総体に向けての練習
８月	全国中学総体	練習試合（夏季休業中）	全国中学総体に向けての練習
９月			実戦練習
１０月	国民体育大会		国民体育大会に向けての練習
１１月	新人戦		新人戦に向けての練習
１２月			基礎トレーニング 体幹トレーニング
１月			
２月			
３月			

備考
※ここには、例えばオフシーズンのことや最高学年の活動時期のことなど、部活動ごとに、生徒や保護者に知らせておいた方が望ましいと考えられる事項等を記載してください。

別紙3

【鳥取市立〇〇〇中学校部活動　計画・実績　表】(例)

★毎週〇、〇曜日は「部活動休養日」

「計画表」の提出の場合は「活動」に〇印を、「実績表」の提出の場合は「実績」に〇印をして活用ください。なお、本表はあくまでも例です。

顧問や部活動指導員名を記入します。表には指導時間を記入します。

(　吹奏楽　)部　　(　　6　　)月　計画・実績　表

日	曜	活動時間	活動場所	主な活動内容	第1顧問 (　　)	第2顧問 (　　)	部活動指導員 (　　)
1	月	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	0.5	0	1.5
2	火	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	1	0
3	水	部活動休養日					
4	木	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	0	2
5	金	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	2	0
6	土	9:00～12:00	音楽室等	通常練習	1	1	3
7	日	部活動休養日					
8	月	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	0	0	2
9	火	16:15～18:15	音楽室等	通常練習	1	2	0
10	水	部活動休養日					
11	木						
12	金						
13	土						
14	日	9:00～12:00	市民会館	コンクール・リハーサル	1	0	3
15	月	振替(6/14分)					
16	火						
17	水	部活動休養日					
18	木						
19	金						
20	土						
21	日	部活動休養日					
22	月						
23	火						
24	水	部活動休養日					
25	木						
26	金						
27	土						
28	日	部活動休養日					
29	月						
30	火						
指導時間数					6.5	6	11.5

週に2日以上ある「部活動休養日」に、あらかじめ色をつけておきます。

特別な理由で「部活動休養日」に部活動を行った場合、振替をとります。

部や顧問によって指導時間数に大幅な違いが生じないように、管理職がチェックします。

校　長	教　頭	第1顧問	第2顧問	部活動指導員